第2期 亘理町自死対策計画

- 誰も自死に追い込まれることのない亘理町を目指して -

概要版





1 計画策定の趣旨

我が国では、平成 18 年に自殺対策基本法が施行されて以降、全国で自死対策を総合的に推進した結果、自殺者数は平成 24 年に3万人を下回り、減少傾向で推移していました。しかしながら、依然として自殺者数は2万人を超える水準で推移し、深刻な状況が続いています。さらに、新型コロナウイルス感染症が令和2年に流行してから、自死の要因となり得る様々な問題が悪化したことにより、特に女性や小中高生の自殺者数が増え、令和2年の自殺者数は 11 年ぶりに前年度を上回っています。

このような状況を踏まえ、国では「自殺総合対策大綱」の見直しを行い、令和4年 10 月に新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。新たな自殺総合対策大綱では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で変化した動向も踏まえ、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」、「女性に対する支援の強化」、「地域自殺対策の取組強化」、「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進」などが新たに追加され、総合的な自死対策の更なる推進・強化を掲げています。

本町では、平成31年3月に「亘理町自死対策計画」を策定し、関係機関と連携を図りながら自死対策を推進してきました。

本町の自死対策をさらに総合的かつ効果的に推進していくために、「第2期亘理町自死対策計画」 を策定し、関係機関や団体をはじめ、住民一人ひとりが主体となり「誰も自死に追い込まれることの ない亘理町」を目指します。

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法(平成 18 年法律第 85 号)第 13 条第2項に定める「市町村自殺対策計画」であり、国の「自殺総合対策大綱」の趣旨を踏まえて策定するものです。

【自殺対策基本法】

第13条第2項

市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

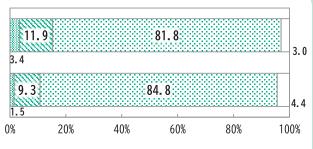
なお、本計画は自殺対策基本法や「自殺総合対策大綱」の見直しなど、国や県の動向を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 亘理町の現状

■ゲートキーパーの認知度

ゲートキーパーについて 内容まで知っている人は3.4%。 令和5年調査(n=801)

平成30年調査(n=787)



○○ 内容は知らなかったが、言葉は聞いたことがある

◯◯知らなかった

□無回答

■町内で実施されている取り組みの認知度

町内で実施されている相談等の認知度は2割程度。 『心の悩みごと相談』と『精神障害者コミュニティサロン』は4割以上が「知らなかった」と回答。



■日頃の悩みやストレス

男性は勤務問題、女性は家庭問題に関する悩みやストレスが多い。

										(%)
	全体		男性		女性		有職		無職	
	(n=	801)	(n=	336)	(n=	453)	(n=	490)	(n=	302)
病気など健康の問題(自分の病気の悩み、身体の 悩み、心の悩み等)		39.2		34. 2		42. 6		32. 2		50.3
家庭の問題(家族関係の不和、子育て、家族の介護・看病等)		35. 7		24. 7		43.9		40.2		28.8
経済的な問題(倒産、事業不振、借金、失業、生 活困窮等)		27.8		27. 1		27.8		30.8		23. 2
勤務関係の問題(転勤、仕事の不振、職場の人間 関係、長時間労働等)		22.7		27. 1		19.6		35.7		2.0

5 基本理念

自死は精神疾患等の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など様々な 社会的要因が重なり、心理的に追い詰められた結果、引き起こしてしまうことから、追い込まれた末 の死といわれ、誰にでも起こり得る可能性があります。

自死対策は、社会全体で「生きることの阻害要因(自死のリスク)」を減らし、「生きることの促進要因(自死に対する保護要因)」を増やし、社会全体の自死リスクを低下させる方向で「対人支援」、「地域連携」、「社会制度」など、それぞれにおいて対策の強化を図り、総合的に推進することが大切です。

本町では、第1期計画から基本理念を継承し、自死に対して一人ひとりが自身や身近な人にも関係あることとして捉え、地域全体で互いに見守り、支え合いながら

「誰も自死に追い込まれることのない亘理町」の実現を目指します。

6 基本認識

本町では、4つの基本認識を念頭におき、自死対策を推進していきます。

- **1** 自死の多くが追い込まれた末の死 である
- 2 年間自殺者数は減少傾向にある が、非常事態はいまだ続いている
- 3 新型コロナウイルス感染症拡大の 影響を踏まえた対策の推進
- 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

7 基本方針

基本方針 生きることの包括的な支援として推進する

基本方針 2 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

基本方針 3 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

基本方針 4 実践と啓発を両輪として推進する

基本方針 5 関係者の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

基本方針 6 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する

8 施策の体系

重点施策

ゲートキーパーの養成

- ■町職員を対象としたゲートキーパーの養成
- ■地域を対象としたゲートキーパーの養成

重点施策

2

勤務問題に関わる自死対策の推進

- ■被雇用者の心の健康づくりの推進
- ■勤務問題に関する相談体制の充実

基本施策

地域におけるネットワークの強化

- ■庁内におけるネットワークの強化
- ■地域におけるネットワークの強化

基本施策 2

生きる支援に関わる人材の育成

■地域における様々な職種を対象とする 研修

基本施策 3

住民への普及・啓発と周知

- ■自殺予防週間・自殺対策強化月間を 中心とした理解促進の取り組み
- ■住民向け講演会やイベント等の開催

基本施策 4

生きることの促進要因の充実

- ■居場所づくりの充実
- ■自死リスク者への支援
- ■自殺未遂者・自死遺族への支援

基本施策 5

こども・若者・女性の自死対策の推進

- ■SOSの出し方に関する教育の実施
- ■若者に対する相談・支援体制の充実
- ■女性の自死対策の推進

基本施策 6 2

高齢者の自死対策の推進

- ■高齢者とその家族に対する支援に関する 相談・情報提供体制の充実
- ■高齢者の生きがいづくりの充実

基本施策 7

生活困窮者支援と自死対策の連携強化

■生活困窮者に対する相談体制の充実

9 施策の方向性

本計画では、亘理町の自死の現状を踏まえ、重点施策を「ゲートキーパーの養成」と「勤務問題に 関わる自死対策の推進」の2つとし、1~7の基本施策のもと、自死対策を推進していきます。

重点施策 1

ゲートキーパーの養成

(1) 町職員を対象としたゲートキーパーの養成

地域全体で寄り添い、見守ることができる環境づくりのため、町職員や居宅介護支援事業所等の職員を対象にゲートキーパー養成講座への積極的な参加を呼びかけ、ゲートキーパーの役割を担う人材を育成します。

(2)地域を対象としたゲートキーパーの養成

一人でも多くの人にゲートキーパーとしての意識を持ってもらえるよう、様々な機会を 通してゲートキーパーに関する情報を周知するとともに、ゲートキーパー養成講座への参 加を促します。

重点施策 2

勤務問題に関わる自死対策の推進

(1)被雇用者の心の健康づくりの推進

健診の受診勧奨や各種相談先の情報提供を行うことで、被雇用者一人ひとりが心身とも に健康で、やりがいを持って働き続けることのできる職場の環境づくりを支援します。

(2) 勤務問題に関する相談体制の充実

中小企業が抱える様々な経営課題に対し、専門機関への相談機会を提供し、その解決に向けた支援に努めます。

基本施策 1

地域におけるネットワークの強化

(1) 庁内におけるネットワークの強化

庁内における関係各課と連携・協力し自死対策を総合的に推進するとともに、各計画の策 定時には自死対策計画との連動性を高め、庁内におけるネットワークの強化を進めます。

(2)地域におけるネットワークの強化

住民、学校、企業、民間団体等のそれぞれの役割を明確化し、相互の連携を図り、地域におけるネットワークの強化を進めます。

基本施策 2

生きる支援に関わる人材の育成

(1)地域における様々な職種を対象とする研修

誰もがサインに気づき、適切に対応できるよう、町職員や相談窓口担当者、民生委員・児 童委員等を対象に研修会を実施し、自死対策を支える人材を育成します。

基本施策 3

住民への普及・啓発と周知

(1) 自殺予防週間・自殺対策強化月間を中心とした理解促進の取り組み

住民の自死に対する理解が深まるよう、自殺予防週間や自殺対策強化月間における啓発活動を実施するとともに、広報わたりや町のホームページ等で自死予防に関する情報提供を行います。

また、図書館等の施設と連携し、自死予防に関するリーフレット等を配布することで住民への周知を図ります。

(2) 住民向け講演会やイベント等の開催

地域における交流の場や自死に関する講演会、イベント等の様々な機会を充実し、自死や うつ病などの正しい知識の普及に努めます。

基本施策 4

生きることの促進要因の充実

(1) 居場所づくりの充実

地域とつながり、生きがいを持って生活ができるよう、様々な教室、イベント等の地域住 民が交流する場を充実します。

(2) 自死リスク者への支援

自死リスクの高い人を早期発見・対応できる体制づくりを強化するとともに、各種相談体制の充実強化を図り、関係機関と連携した包括的な支援を行います。

(3) 自殺未遂者・自死遺族への支援

自殺未遂者が再び追い込まれることのないよう、相談体制を強化するとともに、医療機関 等の関係機関と連携し、必要な支援につなげます。

自死遺族の深い悲しみや苦痛を少しでも和らげることができるよう、同じ悩みを抱えた人たちが集まる自死遺族会等の情報提供を行うとともに、相談体制を強化します。

基本施策 5

こども・若者・女性の自死対策の推進

(1) SOSの出し方に関する教育の実施

児童・生徒が今後様々な困難や問題に直面した際に、適切な対処方法や自ら助けを求めることができるよう、SOSの出し方に関する教育を推進します。

また、教職員等に対する研修を行い、児童・生徒が相談しやすい環境づくりに努めます。

(2) 若者に対する相談・支援体制の充実

こども・若者が様々な困難や問題に直面した際に、一人で抱え込まず周囲の大人に気軽に 相談できるよう、相談機関の周知を行うとともに、相談体制を強化します。

また、長期休暇明け前後の時期にかけて、自死予防に向けた取り組みを強化します。

(3) 女性の自死対策の推進

妊産婦を含め、困難な課題を抱える女性が適切な支援を受けられるよう、相談支援を一層 充実するなど、女性の自死対策を推進します。

基本施策 6

高齢者の自死対策の推進

(1) 高齢者とその家族に対する支援に関する相談・情報提供体制の充実

高齢者向けの各種サービスや支援体制を充実するとともに、介護を担う家族の交流の場や相談窓口等の情報提供を強化します。

(2) 高齢者の生きがいづくりの充実

高齢になっても元気で生きがいを持って自分らしく暮らし続けられるよう、地域における 様々な活動機会を充実し、社会参加を促します。

基本施策 7

生活困窮者支援と自死対策の連携強化

(1) 生活困窮者に対する相談体制の充実

各種制度の情報提供を行うとともに、年金に関する相談や生活保護相談、県で実施している支援制度など、各種相談窓口の周知を強化し、必要な支援につなぎます。

発行: 亘理町

編集: 亘理町福祉課社会福祉班

〒989-2393 宮城県亘理郡亘理町字悠里1番地 TEL 0223-34-1114 FAX 0223-34-1361